

令和3年3月5日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（開放式）2件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電動アシスト自転車7件、電気洗濯機1件、除湿乾燥機1件） | 9件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちリチウム電池内蔵充電器1件、水栓（センサー付）1件、
電気冷蔵庫1件、充電器1件、電気ストーブ（オイルヒーター）1件、
除湿機1件、階段移動用リフト1件） | 7件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800232、A201900220、A201900399、A201900460、A201900593、A201900631を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000921	令和3年1月15日	令和3年3月2日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を鞆に入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月17日
A202000925	令和3年2月14日	令和3年3月2日	水栓(センサー付)	火災	商業施設で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202000926	令和3年2月12日	令和3年3月2日	電気冷蔵庫	火災 軽傷1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大分県	製造から25年以上経過した製品 令和3年2月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000929	令和2年12月23日	令和3年3月3日	充電器	火災	工場でバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和3年2月5日に公表した充電器に関する事故(A202000827)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202000930	令和3年2月13日	令和3年3月3日	電気ストーブ(オイルヒーター)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202000931	令和2年12月28日	令和3年3月3日	除湿機	火災	当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	長崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月19日
A202000932	令和3年2月12日	令和3年3月3日	階段移動用リフト	死亡1名	当該製品を使用中、搭乗者(80歳代)が転落し、病院に搬送後、死亡が確認された。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし